有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
観光パンフレット制作業務企画コンペ　実施要領

１．業務の目的

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会は、有明圏域定住自立圏共生ビジョンのもと、地域資源を活かした広域観光の振興を行っている。

大牟田市、柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町からなる有明圏域は、九州中央に位置する地域であり、陸・海・空のアクセスに恵まれた地域である。また、豊かな自然や、歴史文化に彩られた地域でもある。

今回の「有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会観光パンフレット」の制作にあたっては、有明圏域の資源の魅力やアクセスの良さを伝えることにより、誘客及び回遊を促すことを目的とする。

２．契約方法

コンペ方式による随意契約

３．業務内容等

仕様書のとおり（別紙１）

４．契約期間

契約締結の日～令和９年２月２６日（金）

５．委託業務上限額

１,９００,０００円以内（消費税及び地方消費税を含む）

６．提案募集参加資格

デザイン案等の提出を依頼する事業者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。

（３）次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等。

②暴力団員が実質的に運営している法人等。

③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。

④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。

⑤暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している。

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

７． 質問書の提出

本業務に対する質問は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、依頼事業者全員に通知します。

①提出様式：特に問いません。（法人名、連絡先、担当者氏名を明記し、要旨を簡潔にまとめてください。）

②提出期限：令和８年８月２１日（金）17：15 必着

③提 出 先：有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
事務局　大牟田市産業経済部観光おもてなし課（TEL：0944-41-2750）

④提出方法：電子メール：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp

８．デザイン案等の提出

（１）提出書類

下記の書類について、指定された部数を提出してください。

なお、副本については、提案者が判明しないよう、事業者が推定できるような記述、ロゴ等の挿入は行わないでください。

※以下、「有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会観光パンフレット」を「観光パンフレット」と記載する。

	提出書類	部数	内容	備考
1	企画提案書表紙	正本１部		様式１
2	観光パンフレットデザイン案	正本１部 副本５部	・「表紙」及び「P.１～2」のイメージが明確に分かるよう、写真、イラスト、文章を提案すること。 ・他のページは、文章の挿入は不要とし、写真・イラスト・文章の構成バランスがイメージできるラフ案を提案すること。	任意様式 ２種類まで提出可

3	提案する紙質	6セット	・A4版の見本紙を提出のこと。	2種類まで提出可
4	工程表	正本1部 副本5部	9月中旬に契約をすると仮定して、契約締結から納品までの工程表を提出すること。	任意様式
5	見積書	正本1部 副本5部	①見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入。 ②次のいずれかに該当する場合、見積書は無効となります。 ・見積りに際し、不正の行為があったと認められるもの。 ・2つ以上の金額を表示したもの、又は、2通以上の見積書が提出されたもの。 ・見積書に、住所、代表者名のないもの。 ・見積金額、その他必要な文字を訂正し、訂正印のないもの。または、文字が確認できないもの。	任意様式
6	類似業務実績	正本1部 副本5部	過去3年間のパンフレット等作成業務実績（デザインの企画から印刷まで実施したもの）を提出のこと。	様式2

（2）提出期限

令和8年8月31日（月）17：15まで（必着）

（3）提出先

郵便番号　836－8666

住　　所　福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会事務局

（大牟田市産業経済部観光おもてなし課）

※開庁時間は、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで

（4）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※郵送で提出した事業者は、提出期限までに、観光おもてなし課に電話で到着を確認してください。

９．審査

審査は、８の提出資料について、「「有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会観光パンフレット制作業務」事業者選考委員会」において審査し、１者を選定します。

１０．委託業者の決定

審査の結果を基に、委託業者を決定します。選定結果につきましては、提案者全員に対して、連絡を行います。

１１．企画提案募集スケジュール

（１）デザイン案等依頼	令和８年８月１０日（月）	
（２）本業務に関する質問書の提出締切	令和８年８月２１日（金）	17 時 15 分まで
（３）企画提案書等提出期限	令和８年８月３１日（月）	17 時 15 分まで
（４）審査結果通知	令和８年９月中旬（予定）	
（５）契約の締結	委託業者決定後、速やかに契約を行います。	

１２．契約に関する基本事項

・委託予定事業者は、有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会と契約内容等詳細について協議します。
・提案いただいた内容については、双方協議の上、変更する場合もあります。
・暴力団排除措置として、契約書には暴力団排除条項を記すとともに、「誓約書」を提出していただきます。なお、提出がない場合は、契約の締結ができません。

１３．その他留意事項

・書類作成経費等につきましては、各事業者の負担でお願いいたします。
・書類に虚偽の記載があった場合、提出は無効となりますので、ご了承ください。
・書類提出後のデザイン案等の修正又は変更は認めません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会が承諾したものについては、この限りではありません。
・提出された書類等は返却いたしません。
・応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
・採用決定後、選定に関する問合せには一切応じないものとします。
・受託者決定後は、双方協議の上、内容の一部を修正することもあり得ます。

１４．問合せ先

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会事務局

大牟田市産業経済部観光おもてなし課

担当：松尾・堺

電話：０９４４－４１－２７５０　　FAX：０９４４－４１－２７６４

メールアドレス：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp